

オーケストラアカデミー会響団則

(名称)

第1条 本団は、オーケストラアカデミー会響（以下単に本団）と称し、事務局を会津若松市に置く。

(組織)

第2条 本団は、全会津地域を中心に活動し、管弦打楽器より構成される器楽合奏団体である。
また本団は、主に全会津地域に在住し、音楽を愛し音楽教養と演奏スキルの向上を目指す青少年（以下ジュニア）団員と成人（以下シニア）団員、及びそれらを指導・管理にあたるトレーナーによって組織される。
入団希望者は、所定の入団申込書に必要事項を記入し、代表へ提出する。代表は必要に応じて役員会、またはトレーナーと協議し、適宜必要な措置を講じて入団を許可するものとする。

(目的)

第3条 本団は、団員相互の親睦と音楽性の向上、全会津地域の音楽文化の高揚を図ることを目的とし、ジュニア団員、またはシニア団員等に対し、専門的な技術指導や、演奏体験、多角的な音楽教育の場を提供するものとする。

(事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 合奏指導（オーケストラ・弦楽合奏・管楽合奏・室内楽・その他の形態）
2. トレーナーによる技術指導
3. 成果発表としての演奏会の開催
4. その他役員会が必要と認める事業

(総会)

第5条 総会は、本団の最高決議機関で、役員会・シニア団員、及び保護者で構成する。
なお、委任状を含め、該当者の2/3以上の出席をもって成立するものとする。

1. 定期総会は、年度末に代表がこれを召集する。
2. 必要に応じ、臨時総会を開くことが出来、代表がこれを召集する。

(役員会)

第6条 役員会は、総会の決議に基づき、団務の企画・立案・実行を担当する。
役員会は、随時、代表がこれを召集する。

(保護者会)

第7条 保護者会は、本団学齢児童・生徒であるジュニア団員の保護者によって組織され、本団の円滑な運営を補助する。保護者会は、適宜、保護者会長、または代表がこれを召集する。

1. 保護者会の組織
 - (1) 保護者会会長 1名（代表の指定する役職を兼ねる。）
 - (2) 保護者会副会長 若干名（役員会庶務、または会計いずれかを兼ねることが出来る。）
 - (3) 保護者会会長、及び副会長は、保護者会において選出され、総会において任命される。またその任期は、年度当初より年度末までの1年とする。
2. 保護者会は、保護者会会長の招集により独自に各種の協議を行うことが出来る。
ただし、本団の運営において議決権を有するものではない。
また、本団のしかるべき運営を妨げる行為を行ってはならない。

(団員)

第8条 本団は、次の団員より構成され、以下に掲げる手続きを必要とする。

1. (構成)

- (1) ジュニア団員 (原則として、小学校4年生から大学4年生か、22歳以下の学生とする。)
- (2) シニア団員 (原則として、社会人、または23歳以上の学生とする。なお、本団はシニア団員に対し、可能な範囲でジュニア団員への指導・管理を求めるものとする。)
- (3) 特別団員 (在団歴がある者、事務局の依頼により参加する者で、団費等の負担は求めないが、定期的出席や、団員への有益な助言、練習の効果的成立を期す協力などを求める者。ただし、事務局は必要に応じて経費を支払うことを検討し、在籍の継続に関しては、事業年度毎に該当者の意思確認を行うこととする。)
- (4) 準団員 (弦楽器初心者クラス生徒を含む、事業年度毎に、事務局が別途設けた申し合わせに従い事業に参加する者。ただし、事務局は事業年度中、公演に向けての一定期間のみ、参加費を求めるとして臨時に参加を希望する者を募ることが出来るが、これを準団員等、構成団員には含めないものとする。特別参加者と呼称する。)
- (5) 団員は、弦楽器・管楽器・打楽器の各セクションによって構成され、各セクション毎の活動、または、同一にする活動は、事務局の立案計画に従うものとする。特に、打楽器セクションに関しては、必ずしも他セクションの活動と一にするものではなく、事務局が当該年度に提起する時期の区分において立案される活動日に実施されるものとする。なお、各セクションの個別の要件については事務局一任とするが、必要に応じて施行規則を設け対応する。

2. (手続き)

(1) 《入団》

入団を希望する者は、所定の入団申込書に必要事項を記入し、代表に提出する。

代表は必要に応じて役員会、またはトレーナーと協議し、適宜必要な措置を講じて入団を許可するものとする。なお、入団希望者は、役員会の承認した月より団員として許可される。

(2) 《休団》

休団を希望する団員は、団費等を清算し、所定の休団届に必要事項を記入して代表に提出する。また、借用物品等があれば、役員会の検査を受けて返還するが、破損・紛失があった際には、その弁済を行わなければならない。なお、休団期間は、休団届が受理された当月の翌月より、復団をした当月の前月までとし、年度末を期限とする。また、休団期間中は当団の演奏活動への参加を原則として認めないこととする他、演奏会等、公演2ヵ月前第一回目の練習時点での復団の意向が認められない場合は、これらへの参加を原則として認めないものとする。復団は、任意の文書か口頭にて代表まで表明すること。なお、年度末までに復団の意向が認められない場合は、退団とする。

(3) 《退団》

退団を希望する団員は、団費等を清算し、所定の退団届に必要事項を記入して代表に提出する。借用物品等があれば、役員会の検査を受けて返還するが、破損・紛失の際があった際には、その弁済を行わなければならない。なお、退団希望者は、退団届の受理された当月末をもって退団とする。

(役員、及び準役員、トレーナー)

第9条 本団は、次の役員、及び準役員、トレーナーを置く。

1. 役員

(1) 代表 1名

団務を統括し、本団を代表する。

(2) インспекター 2名

代表を補佐すると共に、練習に関しスケジュールを策定し、各種の連絡調整等を担当する。

(3) 庶務 若干名

練習、及び運営に関する各種の事務作業等を担当する。

(4) 会計 2名程度

(5) 代表は、独自に各役員に関して、必要に応じて増員したり、補佐を置いたりすることが出来る。

(6) 以上の役員を持って、事務局（役員会）とする。

(7) 役員は、総会において任命され、その任期は、年度当初より年度末までの1年とする。

2. 準役員

アドバイザー 若干名

(1) 運営一般に対し、適切な指導・助言を与える立場。必要に応じ代表の要請によって役員会に同席することが出来る。ただし、役員会における議決権はこれを有しない。また役員会は、準役員より運営一般に関し発せられる指導・助言に真摯でなければならない。

(2) 準役員は、役員会の要請によって任命され、その任期は、年度当初より年度末までの1年とする。

3. トレーナー 役員会が承認する必要人数

役員会の要請により契約を取り交わした各楽器の専門指導者、または合奏指導者。

4. 役員会は、これらに欠員が生じた場合、必要に応じて対策を講じるものとする。

(議決)

第10条 諸会議の決議は、出席者の1/2以上の賛成をもって可決するものとする。

運営の向上に関すること、緊急を要することに関しては代表にこれを一任することも出来る。

(会計)

第11条 本団の収入は、団費等・寄付金・その他の収益金を充当する。

1. ジュニア団員は、入団金5,000円(入団時のみ)、及び、団費として月額3,000円を納入する。

2. シニア団員は、団費として月額3,000円を納入する。ただし、役員会の依頼により参加するシニア団員については特例措置を講じることが出来る。これを、「特別団員」とする。

3. 打楽器団員は、事務局が当該年度に提起する時期の区分において、以下の団費を納入することとする。
前期：¥8,000 後期：¥10,000 団費は各期一括で納入することとする。

その他、団員として要する費用は4項に従う。

4. 演奏会等の開催にあたっては、必要に応じて関係費用を別途徴収するものとする。

5. 兄弟姉妹・親子であるジュニア団員については、兄弟姉妹・親子の在団期間において、2人目以降の姉弟、及び、子の団費について、25%を減免する。

6. 団費は当月初めに会計まで納入する。また、団費は役員会が請求する時期に、複数月数分の団費を納入するものとする。ただし、申し出によっては、月毎に納入することも出来る。

7. 団費は、入団申込書を提出し、入団許可の得られた月より、退団届を提出し、受理された当月まで納入しなければならない。なお、入団月は、役員会が入団を承認した月とする。

8. 休団者は、休団届が受理された当月の翌月より、復団した当月の前月まで、団費の納入を免除される。

9. 退団者は、退団届が受理された当月までの団費を納入する。

10. 役員会は、入団金、及び団費等の納入に著しい遅延者が認められた場合、当該者を退団させることが出来る。

(会計監査)

第12条 本団は、会計監査を2名配置し、会計業務を監査する。

(年度)

第13条 本団の事業年度、及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までを原則とするが、会計に関しては、事業の内容に応じて複数年を合わせて立案、及び、執行することが出来る。

(団則の改正)

第14条 本団則の改正は、総会の決議によるものとする。

(付則)

本団則は、平成23年4月1日より実施するものとする。

平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正